魚津市地域防災計画の修正の要旨について

１　修正の要旨

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要と認めるときは、修正を行うこととなっている。

本市では、近年の災害の教訓を反映させるなど、魚津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、継続した見直しを行っている。

今回は、災害時に住民が行政の支援を受けるために必要となる「り災証明書」について、内閣府が掲示した統一様式への修正や、災害対策本部の組織図及び消防部の分掌事務の見直しなど、これらを踏まえた計画の修正案を作成し、令和２年度魚津市防災会議において審議、決定した。

２　修正の概要

1. り災証明書の様式の見直し
2. 災害対策本部の組織図及び消防部の分掌事務の見直し
3. その他の修正（時点修正、名称変更、協定書の追加など）